⑸　工事の実施形態

１）本案件は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下「技術提案・交渉方式」という。）の技術協力・施工タイプの対象工事であり、優先交渉権者として選定された者と技術協力業務の委託契約を締結した後、発注者と優先交渉権者との間で工事価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に、本建設工事の契約を締結する。

なお、本建設工事に係る契約締結は、必要な予算が確保された場合とする。

２）本案件は、技術提案書を提出したものの中から、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。なお、優先交渉権者と価格交渉が成立しなかった場合は、次順位の者と同様の手続きを行い、以降、交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続きを行う。

３）本建設工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

４）本案件は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（技術協力業務に関する参考見積書を含む）（以下「技術資料」という。）の提出等を電子入札システムで行う対象案件である。

なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

５）本建設工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

６）本建設工事は、「総合契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

７）本案件は、工事関連データの提供を行う試行案件である。

８）本建設工事は、発注者が週休２日（４週８休以上）取り組むことを指定する週休２日試行工事（発注者指定方式（現場閉所））であり、週休２日（４週８休以上）の取得に要する費用について、労務費、機械経費（賃料）、市場単価、共通仮設費率、現場管理費率を補正して計上している試行工事である。

なお、発注者が積極的に支援を行い、週休２日（４週８休以上）の達成を目指す「重点モデル工事」である。また、４週６休以上の現場閉所を実施した場合は、週休２日履行証明書の交付を行う。

９）本建設工事は、日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて間接費の補正を行う試行工事である。

なお、新型コロナウィルス対策に伴う熱中症予防を実施する場合は、「日最高気温が28度以上の日」と読み替える。

10）本建設工事は、受注者が施工段階において、施工手順の工夫等、生産性向上（省人化等）に資する取り組み（以下、「生産性向上チャレンジ」）の実施を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行工事である。

11）本案件は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象案件である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、優先交渉権者決定後に発注者に紙契約方式選択書を提出し紙方式（契約）に代えるものとする。

12）本建設工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。

２　競争参加資格

次の⑴から⒂までの要件を全て満たす者であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　技術協力業務の交渉権者選定通知日において、四国地方整備局における令和３・４年度一般競争参加資格のうち、「一般土木工事」に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　四国地方整備局における「一般土木工事」に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者であっては、該当認定の際に経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　技術協力業務の交渉権者選定日までに、四国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和３・４年度一般競争（指名競争）参加資格のうち「土木関係建設コンサルタント業務」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、局長が別に定める手続きに基づき一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。）。

⑸　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑹　平成19年度以降に元請けとして、下記の条件を満足する同種工事を施工した実績を有すること（海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度（以下、「海外認定・表彰制度」。）により認定された実績を含む。経常建設共同企業体にあっては、構成員の１社が平成19年度以降に元請けとして、下記の条件を満足する同種工事の施工実績を有していればよい。）。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率に関わらず構成員として施工を行った分担工事の実績に限る。

・トンネル（断面積45㎡以上、延長500ｍ以上）に関する建設工事を施工した実績を有すること。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が65点未満のものを除く。

⑺　提出する技術提案が適正であること。技術提案の内容が適正でない場合は、競争参加を認めない。

内容が適正でない技術提案とは、次のもの等をいう。

・提案内容に対する根拠が明らかでないもの。
・他の管理者等と新たな協議を必要とし、協議しても実現の可能性の低いもの。
・現地の気象、地形、地質等の条件が考慮されていないもの。
・労働安全衛生規則等の法律、規則に抵触するもの。
・技術提案を実施することで品質の低下が懸念されるもの。

⑻　次に掲げる１）から５）の基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を本建設工事に専任で配置できること。なお、専任期間に本建設工事の準備期間を含まない事ができる。

１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

・１級建設機械施工技士の資格を有する者
・技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業―農業土木」、「森林―森林土木」又は「水産―水産土木」とするものに限る。））の資格を有する者
・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者